

告 示

埼玉県告示第千五百五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人クラブラッキー

三 代表者の氏名

清水 郁夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市大字石橋三百十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、原則として東松山市内在在勤の子供から高齢者までを対象とし、誰もが、いつでも、いつまでも気軽にスポーツ活動ができる環境を提供し、地域住民の体力作り、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。